

省エネ住宅普及促進事業

横浜市住まいのエコリノベーション(省エネ改修)補助制度 審査確認チェック表

項目	確認事項	
受付番号	記入不要	建物名称 <input type="checkbox"/> ※申請者のフルネーム+邸 になっていること
所在地	<input type="checkbox"/> 市内 <input type="checkbox"/> 市外	
住宅区分	<input type="checkbox"/> 一戸建て <input type="checkbox"/> 共同住宅等 ※ <input type="checkbox"/> 寮・社宅ではないこと	
構造	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 枠組壁工法 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> その他	
耐震性能	<input type="checkbox"/> 昭和56年6月1日以降の建築確認済 <input type="checkbox"/> 昭和56年5月31日以前の建築確認だが、耐震性能を満たしている <input type="checkbox"/> 令和4年2月25日までに耐震改修工事予定 (<input type="checkbox"/> 横浜市木造住宅耐震改修促進事業を利用)	
フラット35 地域連携型	<input type="checkbox"/> 利用する <input type="checkbox"/> 利用しない	
申込み区分	<input type="checkbox"/> 自己居住用住宅 <input type="checkbox"/> 賃貸住宅 <input type="checkbox"/> 集会室・集会所等	
↓ 提出書類は、右記リストでチェックください	提出書類リスト (共通) <input type="checkbox"/> ①補助金交付申請書 (要綱第1号様式) <input type="checkbox"/> ②位置図 <input type="checkbox"/> ③補助申請額の内訳表 (要領第1号様式) <input type="checkbox"/> ④見積書 (エコリノベーション等工事に係る費用及び補助対象建材・設備等の内訳・仕様を確認できるもの) <input type="checkbox"/> ⑤補助対象の建材や設備等の位置がわかる図面※ (配置図、平面図、立面図、断面図) ※現況写真の撮影位置・方向を図示 <input type="checkbox"/> ⑥改修箇所の現況写真 <input type="checkbox"/> ⑦建築確認通知書もしくは、それを証明する書類等の写し (<input type="checkbox"/> S56.6以前の設計の場合、耐震性を有する事を証する書類 <input type="checkbox"/> S56.6以降の設計の場合、建築確認通知書または建築確認申請台帳記載証明書で確認) <input type="checkbox"/> ⑧普及啓発に係る同意書 (要領第2号様式) <input type="checkbox"/> ⑨委任状 (参考様式/代理申請の場合)	その他提出書類 (自己居住・賃貸) <input type="checkbox"/> 申請者が所有者と分かる書類 <input type="checkbox"/> 市内業者であることを証する書類※ ※(工事金額が税込100万円を超える場合) (法人登記の写し等) <input type="checkbox"/> 補助申請1年以内に住宅取得をしたことが分かる書類 (登記簿謄本・売買契約書の写し等)
		日常生活空間の改修の場合 <input type="checkbox"/> 日常生活空間の範囲を明示した関係図面※ (配置図、平面図、立面図、断面図)
		自治会・町内会館・集会所の改修の場合 <input type="checkbox"/> エコリノベーション等工事に関して、総会議決等で意思決定をした状況が確認できる議事録等の書類 <input type="checkbox"/> 自治会・町内会及びマンション管理組合の規約

A. 断熱改修工事			
□窓	□一般社団法人 環境共創イニシアチブ（以下、SII という）の「次世代省エネ建材支援事業」及び「高性能建材による住宅の断熱リフォーム支援事業」において登録されている建材である		
	〈外窓交換〉	〈内窓設置〉	
	□大(2.8㎡以上)： 箇所 □中(1.6㎡以上)： 箇所 □小(0.2㎡以上)： 箇所	□大(2.8㎡以上)： 箇所 □中(1.6㎡以上)： 箇所 □小(0.2㎡以上)： 箇所	〈ガラス交換〉 □大(1.4㎡以上)： 枚 □中(0.8㎡以上)： 枚 □小(0.1㎡以上)： 枚
	□浴室内の外気に接する窓改修		
□トイレに外気に接する窓がついている※改修が必須			
□トイレに外気に接する窓はない			
□ドア	□一般社団法人 環境共創イニシアチブ（以下、SII という）の「次世代省エネ建材支援事業」及び「高性能建材による住宅の断熱リフォーム支援事業」において登録されている建材である		
	〈開戸〉	〈引戸〉	
	□大(1.8㎡以上)： 枚 □小(1.0㎡以上)： 枚	□大(3.0㎡以上)： 枚 □小(1.0㎡以上)： 枚	
□浴室	□『良好な温熱環境による健康生活適切な温度で健康住宅に～適切な温度で健康住宅に～』発行：(一財)ベターリビングの考え方を踏まえた『水回りの良好な温熱環境の実現に資する製品リスト』に掲載されている製品から選択されている		
□断熱区画のための間仕切り等設置改修	□間仕切り・ドア： 箇所	□断熱ブラインド： 箇所	
		□断熱カーテン： 箇所	
「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令」平成28年度国土交通省告示第266号の確認			
□断熱施工場所（床、外壁、屋根（天井））ごとの面積計算書と施工位置を示した図面等の提出			
□ 断熱材（鉄筋コンクリート造等の場合）			
熱貫流率又は熱抵抗のどちらかで基準値クリア *提出者の判断	□ 熱貫流率の基準値	□ 熱抵抗の基準値	
	□基準値以下 基準値（ ）以下） 計画熱貫流率：（ ）	□基準値以上 基準値（ ）以上） 計画熱抵抗率：（ ）	
	□断熱方法（内断熱・外断熱・充填断熱・外張/内張断熱）、折返し部分の確認		
	□施工面積（床： ㎡、壁： ㎡、屋根(天井)： ㎡）		
□ 断熱材（鉄筋コンクリート造等以外の場合）			
熱貫流率又は熱抵抗のどちらかで基準値クリア *提出者の判断	□ 熱貫流率の基準値	□ 熱抵抗の基準値	
	□基準値以下 基準値（ ）以下） 計画熱貫流率：（ ）	□基準値以上 基準値（ ）以上） 計画熱抵抗率：（ ）	
	□断熱方法（内断熱・外断熱・充填断熱・外張/内張断熱）		
	□施工面積（床： ㎡、壁： ㎡、屋根(天井)： ㎡）		

B. 設備改修工事等	
改修内容	設備機器名(機器名・型番等)等
<input type="checkbox"/> 潜熱回収型給湯器	
<input type="checkbox"/> ヒートポンプ給湯器	
<input type="checkbox"/> ヒートポンプ・ガス瞬間式併用給湯器	
<input type="checkbox"/> 太陽熱給湯機	
<input type="checkbox"/> 家庭用コージェネレーション設備	
<input type="checkbox"/> 太陽光発電設備（3kW以上）	
<input type="checkbox"/> HEMS設置	
<input type="checkbox"/> 蓄電システム（太陽光発電設備設と合わせて導入する場合に限る）	
<input type="checkbox"/> 熱交換型換気システム	
<input type="checkbox"/> 既存住宅取得と合わせた改修	（ ヶ月前に住宅取得）